

# 視覚障がい者（児）福祉サービス

～同行援護従業者養成研修～

か い ご の 学 校

カイゴミライズアカデミー

# 障がい者福祉の背景と動向①

## 「支援費制度」の制定

障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するためこれまでの「措置制度」から、新たな利用の仕組み「支援費制度」が平成15年（2003年）4月よりスタートした。支援費制度では、障害者自らがサービスを選択でき、自己決定の重視や利用者本位のサービス提供などが充実された。



## 「障害者自立支援法」の制定

平成18年4月から障害者自立支援法が施行されました。3障害（身体・知的・精神）の一元化、就労移行支援事業の創設、地域支援事業の創設がされた。

障害者自立支援法の介護給付の枠として同行援護と地域支援事業の枠として移動支援事業が定められた。

## 障がい者福祉の背景と動向②

### 「障害者総合支援法」の制定

平成25年4月から、障害者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、疾状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

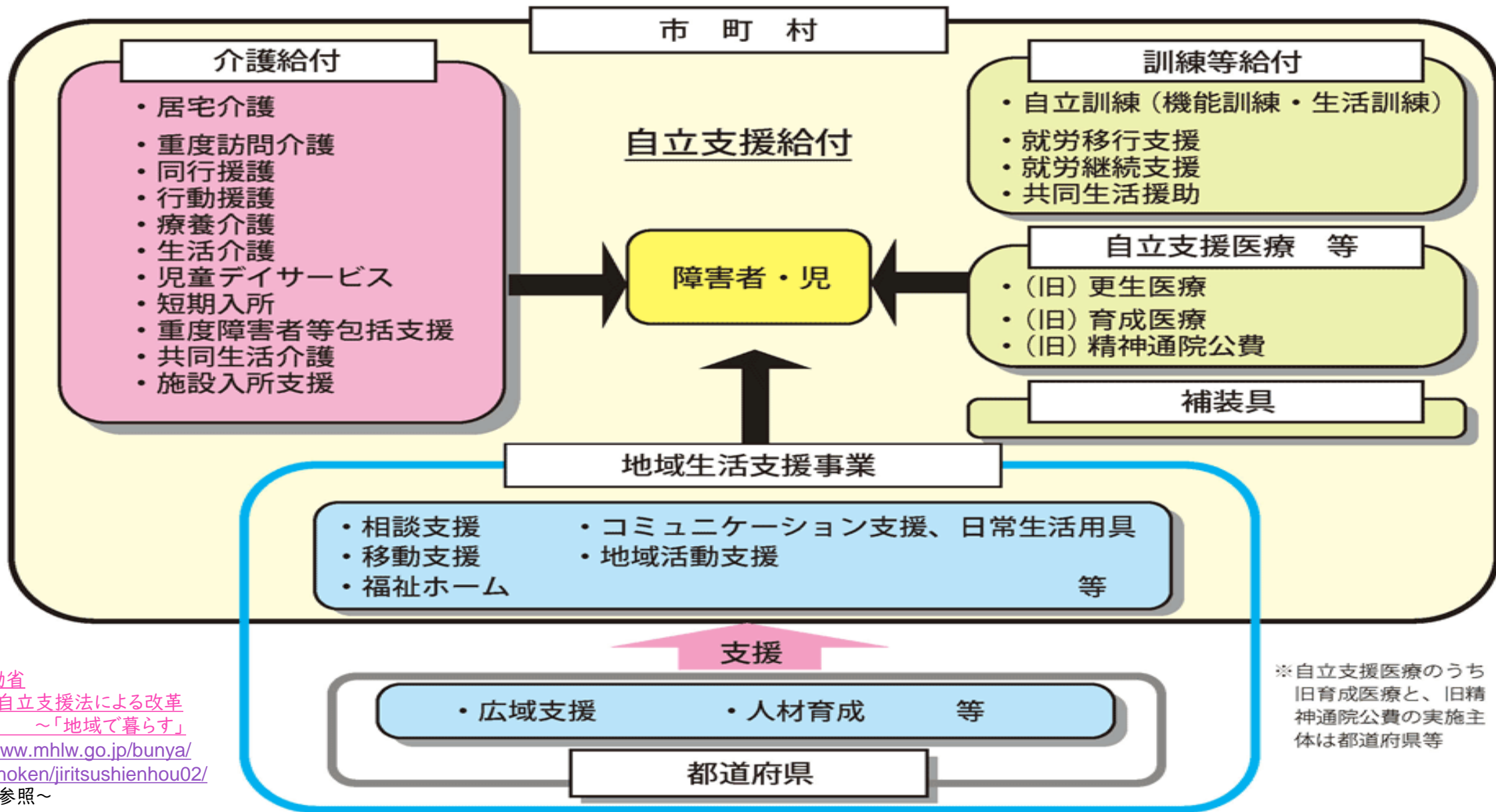
平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障がい者・精神障がい者）、ケアホームはグループホームへ一元化などが実施されました。

平成27年7月からは、障害者総合支援法の対象となる難病等が見直され、対象となる疾病が151疾病から332疾病に拡大されました。

さらに、平成29年4月1日からは358疾病、平成30年4月1日からは359疾病、令和元年7月1日からは361疾病に拡大されています。

# 障がい者福祉の制度とサービス

障害者総合支援法による自立支援給付は「介護給付」「訓練給付」「自立支援医療」「補装具」「地域相談支援」「計画相談支援」その他、地域生活支援事業がある。





## 障がい福祉の制度とサービス②

名称	サービス内容	対象者	種類
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に同行し外出時において、視覚障がい者の方が移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、外出する際の必要な援助を行う。	<p>①同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「1視力障害」「2視野障害」「3夜盲症」のいずれかが1点以上あり、かつ「4移動障害」の点数が1点以上の者</p> <p>※平成30年4月より報酬の改定あり。同行援護は外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬が一本化された。なお、対象者の要件は現行の「身体介護を伴わない」対象者の要件（アセスメント調査票の項目に該当すること）とする。その上で、盲ろう者や重度の障害者の支援を評価するため加算が設けられている。</p> <p>基本報酬 所要時間 30分未満の場合 184単位            所要時間 30分以上 1時間未満の場合 291単位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。</li> <li>障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。</li> </ul>	介護給付

# 視覚障がいの概念と定義

## 【WHOの定義】

WHO（世界保健機関）では視覚障害に関する障がいの定義を次のように定めています。

弱視	盲
0.05以上～0.3未満	0以上～0.05未満

## 【視覚障害とは】

「盲」というのは、全く見えな人を意味しています。その後、見えにくい人や視野狭窄なども含めた総称として「視力障害」という名称が使われるようになりました。

見えない人を意味する「盲」に対して、視覚による日常生活は可能であるが著しく不自由をきたしている方のことを「弱視」や「半盲」と言われることが多いのですが、最近の流れでは「弱視」と呼ぶ傾向にあります。

## 視覚障害の概念と定義②

### 【福祉分野における視覚障害の定義】

福祉分野における視覚障害の定義について代表的なものは、身体障害者福祉法に規定されています。

視覚障害の範囲に該当していると認められた場合、身体障害者手帳が都道府県から交付されます。

法律的には、身体障害者手帳の交付を受けたものを視覚障がい者とみなします。

身体障害者手帳には障害等級が定められており視覚障がい者の場合は、「1～6級」までに分けられています。

※「障害等級」と「障害支援区分」とは異なります。

1・2級	3・4級	5・6級
重度	中度	軽度

Q:障害支援区分は1～6区分まで定められていますが、「1区分」or「6区分」ではどちらが重度でしょうか？

# 視覚障害の現状

○年齢階級別で対前回比をみると、65歳以上の増加が顕著となっている。

第6表 身体障害者手帳所持者数、年齢階級別(年次推移)

(単位:千人)

	総数	0～9歳	10～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	不詳
平成28年	4,287	31	37	10	74	98	186	314	331	576	2,537	93
平成23年	3,864	40	33	10	57	110	168	323	443	439	2,216	25
対前回比	110.9%	77.5%	112.1%	100.0%	129.8%	89.1%	110.7%	97.2%	74.7%	131.2%	114.5%	372.0%
平成28年内訳												
視覚障害	312	1	4	-	8	8	18	29	25	40	175	5
聴覚・言語障害	341	4	1	1	6	6	14	16	21	34	228	9
肢体不自由	1,931	21	15	6	42	52	96	181	162	300	1,019	37
内部障害	1,241	5	10	-	13	24	31	59	94	154	821	29
障害種別不詳	462	-	6	3	6	9	28	28	28	48	293	14
(再掲) 重複障害	761	8	15	6	21	28	42	64	69	123	369	15



# 視覚障がい者の移動支援制度の変遷

- 1956年 家庭養護婦派遣事業（長野県）
- 1958年 臨時家政婦派遣事業（大阪）
- 1974年 盲人ガイドヘルパー派遣事業
- 1987年 介護福祉士及び社会福祉士法施行
- 2000年 4月 介護保険法施行
- 2003年 4月 支援費制度（身体・知的・児童）
- 2005年 4月 強度の行動障害のある知的障害者への外出支援として行動援護の新設
- 2006年 4月 障害者自立支援法施行
- 2011年 10月 視覚障害者の移動支援が、同行援護として障害福祉サービスへ

# 移動支援と同行援護

「移動支援」と平成23年(2011年)10月1日から始まった「同行援護」は異なるサービスです。

## 移動支援

資格を持った介護従事者が主に利用者が外出する際に必要な支援を援助する。市町村によってその実施体制、運営基準、従事者要件などが異なる。市町村が独自で行う地域支援事業であり、市町村が創意工夫して実施されており報酬とも異なってくる。支援方法には、個別支援とグループ支援があり市町村が認めた場合、グループ支援も行うことができる。

## 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等に同行し外出時において、視覚障がい者の方が移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、外出する際の必要な援助を行う。障害者総合支援法の介護給付の対象である。

## 移動に関する制度

市町村による地域生活支援事業における移動支援事業によるサービスと、平成23年(2011)年10月1日から始まった「同行援護」が新しく創設されたため異なるサービスになりました。従来の地域支援事業である**移動支援は存続しています**。

同行援護は、原則的にはマンツーマンでの支援になりますが、必要な場合は二人の同行援護従事者がかかわることができる二人介助が可能な場合もある。

※ただし、市町村判断である。

従来の市町村地域支援事業である移動支援は、市町村によって実施体制、運営基準、従事者要件など異なっているため事業内容を説明することは困難である。各市町村によってルールが違うということです。

実際、移動支援事業を行う場合は、サービス実施前に市町村の障害の係まで問い合わせしておくことをお勧めします。